

諮 問 書

佐 市 財 産 第 1 8 1 号
令 和 3 年 6 月 2 8 日

佐賀市個人情報保護審査会
会 長 村 上 英 明 様

佐賀市長 秀 島 敏 行



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

佐賀市役所第2駐車場（以下「第2駐車場」という。）への監視カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集及び保有個人情報の外部提供について

2 諮問理由

現在、来庁者用駐車場の不足解消および公用車駐車場用地の借地解消を目的として、第2駐車場に4層5段の立体駐車場の整備を行っている。

第2駐車場は、閉庁時も不特定の間人が駐車場を利用することが可能な有料駐車場であるが、立体駐車場としての整備により、従来の平面駐車場と比べ、外部からの死角が増加することが予想される。

このため、第2駐車場に新たに監視カメラを設置し、利用者の安全確保及び警備強化を図ることとしたい。

3 設置者（管理者）

総務部財産活用課

4 設置時期

令和3年9月頃（予定）

5 監視カメラの概要

(1) 設置場所

出入口ゲート及び各階を見渡せる場所および第2駐車場のエレベーターかご内。

(2) 設置台数

13台（1階 4台、2～R階 各2台、エレベーターかご内 1台）

（別紙「配置図」参照）

(3) 稼働時間

24時間

(4) 掲示

防犯カメラ設置場所近傍に、防犯カメラが作動中であることを明記した表示板を掲示する。

(5) モニター及び記録装置（レコーダー）

第2駐車場内の公用車管理室に設置し、公用車管理室の閉鎖時（平日17時15分～翌8:30、土日祝日）は施錠管理し、機械警備を行うこととする。

(6) 画像データ

撮影した画像データは、撮影した翌日から起算して14日間レコーダーに保存する。

なお、保存期間を経過した画像データは、新しく撮影した画像データを自動的に上書きすることで完全に消去する。

(7) 管理者及び取扱者

財産活用課長を監視カメラ管理者に、財産活用課の職員の中から管理者が指名した者を監視カメラ取扱者に指定し、監視カメラ、モニター、レコーダー及びこれらの付属品（以下「機器」という。）及び画像データを適正に管理する。

(8) 取扱要綱

「佐賀市個人情報保護条例」の規定に基づき具体的な取り扱い方法等について「佐賀市役所第2駐車場に設置する監視カメラ取扱要綱」を定め、機器及び画像データの適正な取扱いに努める。

6 画像データの外部提供

画像データの提供については佐賀市個人情報保護条例の規定に基づき取扱う。具体例として、刑事訴訟法の規定に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合を想定している。

なお、画像データの外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータに限定し、外部記録媒体に複製したうえで提供するとともに、提供先に対し、画像データの複製禁止、不要になった際の記録媒体の返却を条件に付すものとする。

佐賀市役所第2駐車場に設置する監視カメラ取扱要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、「佐賀市個人情報保護条例」に基づき、佐賀市役所第2駐車場（以下「第2駐車場」という。）利用者の安全確保及び夜間及び休日の警備強化のために設置する監視カメラの具体的な取扱い方法について、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 監視カメラ 本市が来庁者の安全確保及び夜間及び休日の警備強化、並びに問題行動の抑止を目的として設置するカメラ及び当該カメラにより撮影した画像を電磁的方法により記録する関連機器で構成されるもの
- (2) 画像データ 監視カメラで撮影した画像を電磁的方法により記録したもの
- (3) レコーダー 画像データを記録する機器
- (4) データ媒体 第6条の規定により提供する画像データを記録するための外部記録媒体

（管理者及び取扱者）

第3条 監視カメラ及び画像データの適正な管理及び運用を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

- 2 管理者は財産活用課長をもって充て、監視カメラ及び画像データの管理及び運用に関する方針の決定を行い、取扱者に、この取扱要綱を遵守させなければならない。
- 3 取扱者は財産活用課の職員の中から管理者が指名した者とし、この取扱要綱を遵守して、画像データを適正に取扱わなければならない。
- 4 監視カメラ及び画像データの操作は、管理者、取扱者のみが行うことができる。

（設置場所）

第4条 監視カメラを設置する場所は、佐賀市役所第2駐車場及びエレベーター内とする。

- 2 監視カメラで撮影する区域は、設置目的を達成するために必要な範囲とする。
- 3 監視カメラの撮影区域には、見やすい位置に、撮影を行っていることを認識できる標識等を掲示しなければならない。

（画像データの取扱い）

第5条 監視カメラは、防犯上の必要があるため、開庁日に限らず年間を通じて毎日、24時間稼働して画像を撮影し、レコーダーに記録するものとする。

- 2 画像データの保存期間は、撮影を行った日から起算して14日間とする。ただし、次条の規定により画像データを提供するとき又は管理者が必要と認めるときは、14日を越えて保存することができる。
- 3 前項に規定する保存期間を経過した画像データは、当該画像データが記録された領域に、新たな画像データを記録する方法により消去するものとする。
- 4 公用車管理室およびエレベーター保守契約会社の職員は、その業務に必要な範囲でモニターに表示された画像データを視聴することのみとし、操作は行わない。

(画像データ外部提供の制限)

第6条 画像データは、佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合に限り、管理者、取扱者以外のものに提供することができる。

- 2 前項の規定に基づき画像データを提供するときは、提供先に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) データ媒体に記録した画像データを複製してはならないこと。
 - (2) 画像データが不要になったときは、データ媒体を返却すること。
- 3 提供先から返却されたデータ媒体に記録された画像データは、復元できない方法によって消去しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、監視カメラの取扱いに関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年 月 日から施行する。